毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税込）一箇年　一六、八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第千五百五十号
平成十七年
二月二十八日
月　曜　日

目　次

告　示

○救急病院等の認定……一〇三
○道路の供用開始（三件）……一〇三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（五件）……一〇四
○建築基準法に基づく道路位置指定……一〇五

公　告

○第三十六期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……一〇六
○開発行為に関する工事の完了について……一〇六
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（三件）……一〇六

告　示

山梨県告示第八十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

一　救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
勝沼町立勝沼病院	東山梨郡勝沼町勝沼九百五十番地

二　認定期間

平成十七年二月二十五日から平成二十年二月二十四日まで

山梨県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	杣口塩山線	東山梨郡牧丘町大字城古寺字鶴巻四三六番の一地先から東山梨郡牧丘町大字城古寺字鶴巻四二七番の三地先まで	三六・三	平成十七年二月二十八日

山梨県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一三九号	富士吉田市下吉田字堀内二七〇七番の一地先から富士吉田市下吉田字新田六一四四番の一地先まで	一九〇〇・〇	平成十七年三月三日

山梨県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年三月二十二日まで一般の縦覧に供す

る。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山本栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	四尾連湖公園線	西八代郡市川大門町大字山家字石畑六一九二番の二地先から西八代郡市川大門町大字山家字石畑六一九〇番の一地先まで	二一一・〇	平成十七年三月一日

山梨県告示第九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局市川建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山本栄彦

急傾斜地崩壊危険区域

平成六年山梨県告示第百五十号中の標柱七号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十三号の標柱を結んだ線、標柱番号十三号から標柱番号十八号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号十八号の標柱と同告示中の標柱八号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱七号を結んだ線に囲まれた区域並びに同告示中の標柱十号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十九号の標柱を結んだ線、標柱番号十九号の標柱と同告示中の標柱十一号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱十号を結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
十三	南巨摩郡	身延町	夜子沢	下子ノ神	六―一
十四	同	同	同	同	同
十五	同	同	同	同	同
十六	同	同	同	同	九―一
十七	同	同	同	同	三一―二
十八	同	同	同	同	同
十九	同	同	同	同	六四―一

山梨県告示第九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局市川建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山本栄彦

急傾斜地崩壊危険区域

平成七年山梨県告示第九十一号中の標柱十号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十七号の標柱を結んだ線、標柱番号十七号から標柱番号二十号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号二十号の標柱と同告示中の標柱十一号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱十号を結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
十七	南巨摩郡	身延町	上之平	寺ノ前	六三七―二
十八	同	同	同	同	同
十九	同	同	同	同	同
二十	同	同	同	同	同

山梨県告示第九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局市川建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山本栄彦

急傾斜地崩壊危険区域

昭和五十年山梨県告示第五百六十三号中の標柱番号五号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号六号の標柱を結んだ線、標柱番号六号から標柱番号二十四号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十四号の標柱と同告示中の標柱五号を結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
六	南巨摩郡	身延町	熊沢	家ノ前	六二七
七	同	同	同	坂東	八三九
八	同	同	同	上ノ山	六七九

熊沢	九十	同	同	同	同
	十一	同	同	同	同
	十二	同	同	同	同
	十三	同	同	同	同
	十四	同	同	同	北川
	十五	同	同	同	上ノ山
	十六	同	同	同	家ノ前
	十七	同	同	同	同
	十八	同	同	同	六四二
	十九	同	同	同	六四三
	二十	同	同	同	同
	二十一	同	同	上ノ山	六七六
	二十二	同	同	家ノ前	六四一
	二十三	同	同	上ノ山	六七八
	二十四	同	同	家ノ前	六三一―二
				同	六二九

山梨県告示第九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山本栄彦

急傾斜地崩壊危険区域						
平成十五年山梨県告示第四十六号中の標柱三号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号二十一号の標柱を結んだ線、標柱番号二十一号と標柱番号二十二号の標柱を結んだ線、標柱番号二十二号の標柱と同告示中の標柱四号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱三号を結んだ線に囲まれた区域						
	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
馬込	二十一	南都留郡	富士河口湖町	船津	水川戸	四二三三―一
	二十二	同	同	同	同	同

山梨県告示第九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山本栄彦

急傾斜地崩壊危険区域						
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号二十三号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十三号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域						
	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
鶴島	一	上野原市		鶴島	駒門	二二八一番地
	二	同		同	同	先河川敷
	三	同		同	同	二二八二―一
	四	同		同	同	同
	五	同		同	同	二二九八―一
	六	同		同	同	同
	七	同		同	同	二二九五―一
	八	同		同	同	二二〇二―一
	九	同		同	同	二二〇二―二
	十	同		同	同	二二八五
	十一	同		同	同	二二八四―二
	十二	同		同	同	二二八六
	十三	同		同	同	二二八五―一
	十四	同		同	同	同
	十五	同		同	同	二二〇八
	十六	同		同	同	二二〇四
	十七	同		同	同	同
	十八	同		同	同	同
	十九	同		同	同	二二九九
	二十	同		同	同	同
	二十一	同		同	同	二二八一
	二十二	同		同	同	二二八一番地
	二十三	同		同	同	先河川敷

山梨県告示第九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

一　道路の位置
　笛吹市御坂町井之上字金清寺六七一番九、六七一番一五及び六七二番四
二　道路の幅員
　六・〇一メートル
三　道路の延長
　四二・三九メートル

公　告

◉　第三十六期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により第三十六期山梨県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めるので、公告する。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

一　推薦資格を有するもの及びその推薦方法
　1　使用者団体
　　㈠　使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内にのみ組織を有するものであること。
　　㈡　㈠の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。
　2　労働組合
　　㈠　労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。
　　㈡　㈠の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあっては、その書面にその労働組合が㈠の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。
二　被推薦者の資格制限等
　1　被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。
　2　公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百一条及び第百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。
三　推薦期間
　平成十七年三月二十八日（月）から同年四月二十七日（水）まで
四　推薦書の提出場所
　山梨県商工労働部労政雇用課（郵便番号四〇〇―八五〇一　甲府市丸の内一丁目六番一号）

◉　開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称
　中巨摩郡昭和町清水新居字宮ノ上一二四、一二四の二、一四一、一四一の二、一四三及び一四三の二の区域
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　甲府市国母一丁目十七番三十五号　大間政茂

◉　開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称
　都留市四日市場字走落五二三の二、五二五の一、五二五の四、五二五の五、五二六の一、五二七の一、五二七の四、五三〇の一、五三〇の二、五三〇の四、五三一、五三二、五三五の一及び五三六の区域
二　公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域

道路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名

都留市四日市場千百十九番地　有限会社杉本工務所　代表取締役　杉本和夫

◉　開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山本栄彦

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市篠原字戸田道下八〇六の一、八〇六の四、八〇六の五、八〇六の六、八〇六の七、八〇六の八、八〇六の九及び八〇六の一〇の区域

二　公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市酒折三丁目一番四号　太田芳子

甲府市里吉一丁目五番八号　有限会社小林興業　代表取締役　小林肇

◉　開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年二月二十八日

山梨県知事　山本栄彦

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市富竹新田字下北裏七八の一、七八の五、七八の六、七八の七、七八の八、七八の九、七八の一〇、七八の一一、七八の一二、七八の一三、七八の一四、七八の一五、七九の二、七九の一四、七九の一五、七九の一七、七九の一八、七九の一九、八〇の三及び八〇の六の区域

二　公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下石田二丁目十五番七号　株式会社ティジン　代表取締役　保坂貞仁

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番